

戸籍・届出

住民票の写し等の第三者交付に係る「本人通知制度」のご案内

不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した本人の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、登録した本人に交付した事実をお知らせする制度(国または地方公共団体の機関からの請求は通知の対象外)です。なお、住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知されません。

登録窓口 市民課

登録できる方

- ・市に住民登録されている方、または、住民登録されていた方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録不可)
- ・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

- ・登録する本人がお越しになる場合
本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- ・代理人がお越しになる場合
委任状と代理人の本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー可)
- ・法定代理人がお越しになる場合
戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類

問 市民課 ☎444・3167

子育て

児童手当支給日のご案内

令和8年8月定期支払の支給日は、8月10日(月)です。通帳記帳等で入金のご確認をお願いします。

問 子ども福祉課 ☎444・3173

ファミリー・サポート・センター依頼会員募集

お子さんの送迎や一時預かりを地域の方をお願いしてみませんか?

登録説明会(無料託児あり、要予約)

日時 8月19日(水)午前10時～11時30分

場所 七宝公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがある市内、または大治町内在住、または在勤の方

※登録説明会への参加が必要。
(都合がつかない場合は要相談)
※妊婦さん、または生後4か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能

定員 15人

申込 説明会の3日前まで(託児を希望する場合は、8日前まで)

- ・電話(日・月曜・祝日を除く)
- ・LINE トークで「8月19日説明会申込み、氏名、電話番号、託児の有無(有は名前、よみがな、生年月日、性別)」を記入し、右記公式LINEへ送信



問 あまっ子はるっ子ふあみさぽセンター事務局(七宝公民館内)

☎462・0150(日・月曜・祝休み)

ひとり親に対する手当のご案内 児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2分の1に減額されることがあります。

・支給要件

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がいにある児童
- ④父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦婚姻しないで生まれた児童
- ⑧父または母の生死が不明である児童

・非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方でも、支給対象とならないことがあります。

・手当月額(児童1名の場合)

48,050円～11,340円

2人目以降の児童に対しては11,350円～5,680円が加算(受給者の所得により決定します)

遺児手当(愛知県・あま市)

次の要件に当てはまる18歳以下(18歳到達年度の3月31日まで)の児童を監護、養育している方に支給されます。

・支給要件

- ①児童扶養手当の支給要件①～

⑦に同じ

②父または母が1年以上行方不明である児童

・非該当要件

児童扶養手当の非該当要件に同じ

・手当月額(児童1人あたり)

愛知県遺児手当 4,350円

(支給期間は5年間、3年経過後は半額)

あま市遺児手当 2,000円

(支給期間は5年間)

児童扶養手当、遺児手当ともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となることがあります。

問 子ども福祉課 ☎444・3173

■現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当(愛知県・あま市)を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子ども福祉課からの案内通知に必要書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先 子ども福祉課

提出期間 8月3日(月)~31日(月)
(ただし、土・日曜・祝日を除く)

※必要書類は、案内通知でご確認ください。

問 子ども福祉課 ☎444・3173

税



■個人事業税第1期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、納期限までに納付してください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付に当たっては、納付書をお間違いのないようにご注意ください。

なお、納付場所及び納付方法については、納税通知書等の裏面や、送付された納税通知書に同封されておりますチラシの「愛知県の県税の納付方法一覧」をご覧ください。

その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。また、納付には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きしてください。なお、令和4年度から口座振替により納税いただいた方への領収証書の送付を取りやめました。

問 西尾張県税事務所

課税第一課 県民
税・事業税第二グループ

☎0586・45・3279
(ダイヤルイン)



人 権



■全国一斉「こどもの人権相談」強化週間の実施

いじめ・虐待等、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、気軽

に相談してください。

実施期間 8月28日(金)~9月3日(木)午前8時30分~午後7時

※8月29日(土)・30日(日)は午前10時~午後5時

相談専用電話(こどもの人権110番) ☎0120・007・110(フリーダイヤル)

問 名古屋法務局人権擁護部 ☎952・8111

福 祉



■「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」が支給されます

戦没者等の死亡当時の御遺族で、令和7年4月1日において公務扶助料や遺族年金を受ける方がいない場合に、第12回特別弔慰金(額面27万5千円、5年償還の記名国債)が支給されます。

対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族の一人

請求期間 令和7年4月1日(火)~令和10年3月31日(金)

請求窓口 社会福祉課(午前9時から午後4時までの開庁時間、土・日曜・祝日、年末年始を除く)

請求に必要な書類等 請求される方に応じた戸籍書類等が必要となりますので、詳細につきましては、社会福祉課までお問い合わせください。

その他 スムーズなご案内のため、事前に社会福祉課までお問い合わせください。また、お手続きに30分から1時間程度かかる場合がございます。請求時期による支給額等の差異はございません。

問 社会福祉課 ☎444・3135

■手当支給日のご案内

8月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・愛知県在宅重度障害者手当の支給月です。

各手当の振込み予定日は、次のとおりですので、ご確認ください。

8月10日(月)

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・経過的福祉手当
- ・特別児童扶養手当

8月25日(火)

- ・愛知県在宅重度障害者手当

問 障がい福祉課 ☎485・5980

■手当の所得状況届の提出時期がきました

現在、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方は、障がい福祉課から案内通知を送付しますので、必要書類を添えて提出してください。

この届け出がない場合、引き続き手当を受けることができないことがありますので、期限内に必ず手続きをしてください。

提出期間

- ・愛知県在宅重度障害者手当
8月3日(月)~31日(月)
- ・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当
8月12日(水)~9月11日(金)

※土・日曜・祝日は手続きできません。

※必要書類は、7月下旬から8月上旬に発送する案内通知で、ご確認ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

■災害時に備えてストーマ装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所において、ストーマ装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストーマ装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストーマ装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストーマ装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、障がい福祉課の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口に見える際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)と本人の身体障害者手帳を提示してください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

■ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。

この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞆等に着けることができます。また、附属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

配布場所 障がい福祉課、甚目寺保健センター、美和保健センター、七宝保健センター

配布対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

配布方法 対象者またはその家族等の代理人からの口頭申請により、お一人につき一個配布します。

※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

■金婚夫婦の申請受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えられた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いをします。

対象

昭和51年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50周年を迎えられてから市に転入した夫婦を除く)

住所要件 令和8年9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間

7月6日(月)~8月14日(金)

申請方法・場所

高齢福祉課に申請書を用意してありますので必要事項を記入して提出してください。(土・日曜・祝日を除く)

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

電子申請の場合は
右の二次元コードか
ら申請してください。



問 高齢福祉課 ☎444・3141

「シニアいきいきアンケート」 が届いた皆さまへ ～回答にご協力ください～

6月上旬に対象者となる方へ「シニアいきいきアンケート」を送付しています。

アンケートは、皆さまの健康状態や日頃の生活の様子を確認し、いつまでも元気に暮らしていただくための大切な調査です。結果により、専門職による相談や介護予防教室等のご案内をさせていただきます。

できるだけお早めのご返送にご協力ください。

問 高齢福祉課地域包括支援センター ☎444・3159

【8月の福祉ショップ「あま結び」

WEB 1009160

市内障害福祉サービス事業所等で作った物品を市役所で販売します。

日時 8月19日(水)午前11時～午後1時(商品がなくなり次第終了)

場所 市役所1階エントランス
※出店事業所及び販売品については、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

健康



ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種について

WEB 1002096

令和8年4月より、これまで3種類あった定期接種のワクチンが、9価ワクチン(シルガード9)1種類のみとなりました。また、令和7年度まで対象であった平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの方の特例接種は令和8年3月31日で終了しました。

9価ワクチンは15歳になるまでに1回目を接種した場合、2回で接種完了が可能となります。市では、中学1年生を迎える頃に対象の方へ予診票を2枚送付しています。接種をご希望の方は、15歳になるまでに1回目を接種しましょう。

詳細は市公式ウェブサイトをご確認ください。

問 甚目寺保健センター ☎443・0005

環境・衛生



事業所から出るごみの正しい処分をお願いします

WEB 1002379

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、法律により事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられており、量の多少にかかわらず家庭系ごみとして処理することは違法です。正しい処分をお願いいたします。

事業所から出るごみには、以下の2種類があります。

①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。

- ・販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。
- ・県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみなど、リサイクルできないごみです。

- ・市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

③参照事項

- ・収集できないごみ

冊子「令和8年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ-収集できないごみ-

- ・事業系のごみ等の処分

市公式ウェブサイト(トップページ→くらしの情報→ごみとリサイクル→ごみ→事業系のごみ等の処分)

※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

問 環境衛生課 ☎444・3132

【カラス等の対策にご協力を！

近年、カラス等動物によるごみの散乱が多発しております。特にごみを出す日時・場所・方法を守らないことや、ごみをネット(網)にきちんと収納しないことで、カラス等がごみを散乱させ、近隣の方々へ多大なご迷惑がかかり、景観も損なわれています。ごみ散乱防止のため、以下について、ご協力ください。

- ごみ袋が引っ張り出されないよう、必ずネット(網)をきちんとかぶせ、すき間を作らないでください。
- 市のごみの分別と出し方のルールをきちんと確認して出してください。

問 環境衛生課 ☎444・3132

都市計画

空き家無料相談会

空き家に関する管理、相続、利活用など、お悩み事についての相談会を開催します。

時 8月28日(金)

午前の部:午前9時30分～正午
午後の部:午後1時30分～4時

所 市役所2階A1・2会議室

対 市内に空き家を所有、管理または今後所有することが見込まれる方

定 16組(先着・要事前申込)

相談内容と相談員

- ・相続…司法書士
- ・境界…土地家屋調査士
- ・利活用…宅地建物取引士・市職員
- ・管理・税…市職員

申 8月3日(月)～21日(金)に、電話、FAX、メールで受付(FAX及びメールでのお申込みの場合、相談シートの提出が必要となります。相談シートにつきましては、市公式ウェブサイトに掲載しております)

問 都市計画課 ☎441・7112
FAX 441・8387

✉ kenchiku@city.ama.lg.jp

防 犯



夏の安全なまちづくり県民運動

8月1日(土)～10日(月)

運動の趣旨

この運動は、県民一人一人が防犯意識を高め、県民総ぐるみの安全なまちづくり活動を広く県民運動として推進し、犯罪を起こさない環境づくりに取り組むこと

により、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。

取組事項

- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 自動車盗の被害防止
- 特殊詐欺の被害防止
- 侵入盗の被害防止

スローガン

3N(ない)運動

【犯罪にあわない】

【犯罪を起こさない】

【犯罪を見逃さない】

問 危機管理課 ☎444・0862

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和8年 5月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	6件	+5件
乗物盗 (自動車盗など)	21件	△2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	16件	△8件
計	43件	△5件

問 危機管理課 ☎444・0862

防 災



あま市防災アプリ「Sアラート」

WEB 1010808

災害時の情報伝達手段の1つとして、あま市防災アプリ「Sアラート」をリリースしました。本アプリをインストールすることで、市が配信する災害時や緊急時の情報や、屋外スピーカーから放送される情報を、スマートフォンから音声や文字で受け取ることができます。

アプリは、以下の二次元コードからインストールすることができます。



Apple製品をご利用の方



Android製品をご利用の方

問 危機管理課 ☎444・0862

防災情報メールに登録してください

WEB 1002240

市では、災害時のさまざまな情報を配信しています。(登録料無料)

○登録先メールアドレス及び登録方法

✉ bousai.ama-city@raiden.ktaiwork.jp



①新規メールに宛先を入力し、件名・本文は入力せず送信してください。②返信されたメール内のアドレスにアクセスし、登録してください。

※1 受信設定をしている方は、ドメイン指定を解除してください。

※2 メール受信に係る通信料は、利用者負担です。

※3 登録ができない場合は、危機管理課へお問い合わせください。

問 危機管理課 ☎444・0862

家具転倒防止器具の取付支援

WEB 1002241

家具転倒防止器具の取付支援を行っています。取付けを希望する方は、危機管理課へお申し込みください。

対象(同一年度に1回まで)

①65歳以上の高齢者が属する世帯

②身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

③中学生以下の子どもとその母親のみの世帯

受付期間 令和9年2月26日(金)まで(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

※予定数に到達時点で受付終了
事業の内容等 家具転倒防止器具(L字金具)により、木製家具や冷蔵庫(3点まで)を柱・壁等に直接固定します。

※ピアノ、仏壇等は対象外です。

問 危機管理課 ☎444・0862

交通安全

令和8年中交通事故死亡者数	
地 域	死者数
愛知県	56人
津島警察署管内	1人
あま市	0人
令和8年5月末現在	

問 土木課 ☎441・7113

子どもを交通事故から守りましょう

子どもの交通事故の特徴

子どもの人身事故で多いのは、

- ・道路横断中
- ・自宅付近
- ・夕方の時間帯
- ・自転車の事故
- ・小学生の男子児童

子どもの人身事故は、自宅から500m以内で多発!

歩く時の約束

- ・道路を渡る時は、横断歩道を渡りましょう
- ・信号が赤の時は止まり、青の時は右と左をよく見て、車が来ていないかを確認してから渡りましょう
- ・道路や車のそばでは、絶対に遊ばないようにしましょう
- ・道路には、飛びださないようにしましょう

問 土木課 ☎441・7113

お知らせ

県営名古屋空港からのお知らせ

お盆休み期間は、空港駐車場が満車になり、駐車できない恐れがあります。空港へお越しの際は公共交通機関もご利用ください。

問 名古屋空港総合案内所
 (午前7時～午後9時)

☎0568・28・5633



令和8年度第2回リユース品抽選提供のお知らせ

八穂クリーンセンターに搬入されたごみの中で、まだ使用可能な物を回収・清掃し、無料で抽選提供を行います。

抽選受付期間

7月27日(月)午前9時～8月21日(金)午後5時(紙での申込みは平日の午前9時～午後5時。ただし、8月1日(土)のみ、八穂クリーンセンターで午前9時から午後5時まで申込み可能)

抽選配布申込対象者

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村に在住、在勤または在学の方。

詳しい内容は海部地区環境事務組合ウェブサイトをご覧ください。

海部地区環境事務組合ウェブサイト



問 海部地区環境事務組合環境対策室

☎0567・68・6500

催し

憩の家事業

森憩の家

●カレンダーの色塗り

時 8月8日(土)午後1時30分～2時30分

●モリ森たいそう

時 8月21日(金)午前10時～11時30分

定 35人(先着順)

●令和8年度 太極拳の申込みについて(10月～3月分)

時 ①毎週火曜日
 ②第1・4金曜と第2・4水曜日
 午後1時30分～3時

定 各35人(要予約)

申 窓口受付 ※代理申込み不可
 8月24日(月)～28日(金)
 午前10時～午後4時

問 森憩の家 ☎445・1367

本郷憩の家

●ぬり絵

時 8月5日(水)午前9時30分～10時30分

●脳活

時 8月18日(火)午前9時30分～10時30分

●間違い探し

時 8月27日(木)午前9時30分～10時30分

問 本郷憩の家 ☎443・1753

新居屋憩の家

●制作

時 8月10日(月)午前10時～11時
定 16人(先着順)

申 8月4日(火)午前9時から窓口にて受け付けます。

他 汚れてもいいタオル持参

●みんなで折紙

時 8月18日(火)午前10時～11時